

南山城村公式 LINE アカウント外部連携による機能拡張システム利用に係るサービス導入及び保守業務実施要領

1 目的

南山城村では、公式 LINE アカウントを活用し、行政情報やイベント、防災情報など、さまざまな情報を効率的かつ確実に村民へ届けるとともに、電子申請や施設予約などのサービスによる村民の利便性向上と行政業務の効率化を図り、さらに外部連携を活用した機能拡張システムを導入することで行政サービスの充実することを目的として、これらの業務を担う事業者の募集をします。

本要領は、上記目的の下、本業務を受託する事業者の募集に関する必要事項を定めたものです。

2 事業概要

(1) 業務番号及び業務名

8 南企委第 1 2 号 南山城村公式 LINE アカウント外部連携による機能拡張システム利用に係るサービス導入及び保守業務

(2) 業務内容

業務内容の詳細は別紙「南山城村公式 LINE アカウント外部連携による機能拡張システム利用に係るサービス導入及び保守業務仕様書」に記載されています。

(3) 業務期間

①構築期間 契約締結日又はその翌日から令和 8 年 1 2 月 1 日まで

②運用期間 令和 8 年 1 2 月 1 日(リリース開始日)から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(4) 提案上限額(消費税および地方消費税の額を含む。)

①初期構築料、運用費等 2, 6 6 8, 6 0 0 円(令和 8 年度)

②運用費等 5, 8 0 3, 0 0 0 円(令和 9 年度から令和 1 0 年度)

※※提案上限額は契約時の予定価格を意味するものではなく、本事業内容の規模を示しています。また、JPKI 利用料、電子決済(クレジットカード、PayPay 等)の利用に係る契約料及び手数料を含んでいます。

また提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容(構築業務および令和 1 0 年度までの利用料等)の規模を示すものであることに留意してください。

3 参加資格要件

以下の条件をすべて満たす法人(以下「応募者」という)を対象とします。応募者の所在地については村内外を問いません。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 地方公共団体(都道府県または市区町村)において過去 5 年間で導入・運用された実績

があること。

- (4) 仕様書第 13 条に基づき、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 又は同等以上のセキュリティ認証を取得しているシステムを提供できること。
- (5) プロポーザル参加申請書 (様式第 2 号) の提出期限の日において、南山城村及び他の自治体から入札参加資格停止又は回避の措置を受けているものでないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- (8) 南山城村暴力団排除条例 (平成 24 年南山城村条例第 23 号) に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (9) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (10) この要領に規定する内容を遵守できること。

4 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 「3 参加資格要件」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合。
- (3) 申請書類の提出期限を守らない場合(村が補正を認めた場合は除く。)。
- (4) 申請書類に虚偽または不正があった場合。
- (5) 選定に対して不当な要求や不正行為があったと村長が認めた場合。

5 スケジュール

事業者公募および関連する事務手続きの主なスケジュールは以下の通りです。ただし、村の都合により変更する場合があります。

手続き	期 日
公募開始（公告）・仕様書の公表	令和8年9月7日（月）
プロポーザル参加申請書	公告日から令和8年9月16日（水）午後5時
質問書(参加資格)受付締切（電子メール）	公告日から令和8年9月 9日（水）正午
質問書(企画提案書)受付締切（電子メール）	公告日から令和8年9月18日（金）正午
質問書（参加資格）の回答（村 HP）	令和8年9月11日（金）午後5時
参加資格の確認結果通知	令和8年9月18日（金）
質問書（企画提案書）の回答（村 HP）	令和8年9月24日（木）午後5時
企画提案書の提出期限	令和8年9月28日（月）午後5時
候補者の選定	令和8年9月30日（水）
プレゼンテーション実施日	令和8年10月9日(金)予定 ※詳細は令和8年10月2日(金)までに電子メールにて連絡
候補者確定の選定委員会	令和8年10月14日（水）
審査結果通知（決定通知）	令和8年10月15日（木）までに電子メールにて連絡予定
契約の締結	選定後速やかに締結

6 質問の受付および回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法および回答方法は以下のとおりです。

ア 受付方法

村ホームページから質問書（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールの送信により提出してください。

提出先は「12.お申込み・お問い合わせ窓口」を参照。送信の際は、メールの件名を「質問書(社名)」としてください。なお、電話、来訪による質問は受け付けしません。

イ 回答方法

回答については、村ホームページ（<https://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp>）へ掲載します。

7 参加表明に関する提出書類

（1）提出資料

ア プロポーザル参加申請書（様式第2号）

イ 類似契約業務実績書

ウ 令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請【物品・役務】について、既に受付を済ませている事業者は、受領書の写しを提出して下さい。

エ 令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請【物品・役務】を提出されていない事業者におかれましては、本業務に限りプロポーザルへの参加が可能となるよう、令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請【物品・役務】の一式を提出して下さい

オ 導入実績一覧（任意様式）

（2）受付期間

ア 公告日から令和 8 年 9 月 1 6 日(水)まで(土日祝日を除く。)

イ 提出方法 持参(平日の午前 9 時から午後 5 時まで)、郵送(簡易書留、但し必着)またはメール（件名は「参加表明（社名）」）にてご提出ください。なお、メールでのご提出後、後日、押印した原本をご提出ください。電子公印を使用している場合は、郵送は不要です。

ウ 提出先

〒 6 1 9 - 1 4 1 1

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 1 4 番地 1

南山城村企画政策課

E-mail : d_kikaku@vill.minamiyamashiro.lg.jp

エ 提出部数 1 部

オ 参加表明の結果の通知について、令和 8 年 9 月 1 8 日（金）に E-mail 及び郵送にて通知します。

8 企画提案の提出書類・提出方法

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第 4 号）

イ 事業提案書(様式第 5 - 1 ~ 3 号)

ウ 仕様書要件項目ごとの詳細チェック表（事業者用）（様式第 6 号）

オ 提案見積書（様式第 7 号）

カ その他必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

※事業提案書(様式 5 - 1 ~ 3 号) については、30 頁以内で作成し、参加申請者が特定できないよう作成してください（会社名及び会社名を類推出来るロゴマーク等の記載は不可）。

（2）応募書類の受付期間等

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 1 8 日(金)から令和 8 年 9 月 2 8 日(月)まで(土日祝日を除く。)

イ 提出方法

持参(平日の午前 9 時から午後 5 時まで) あるいは郵送(簡易書留、但し必着)による提

出とします。あわせて電子データ（メール、CD-R 等）も提出してください。

ウ 提出先

〒619-1411

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1

南山城村企画政策課

E-mail : d_kikaku@vill.minamiyamashiro.lg.jp

エ 提出部数

正本1部、副本5部

オ その他

応募書類の提出に当たっては、この要領および質問の回答に留意してください。

9 選考

(1) 選考方法

評価が最も優れている事業者を選定するため、WEB 会議システムを利用したオンラインプレゼンテーション形式とし、別紙「審査基準表」に基づき選定委員会が評価を実施するものとします。

なお、参加事業者が1者となった場合でも有効とするが、この場合に限りプレゼンテーションを行わず企画提案書及び見積書により審査を行う場合があります。

(2) プレゼンテーションについて

ア 実施日：令和8年10月9日(金)※予定

イ 留意事項

①実施時間 1事業者、提案時間を40分以内とし、提案後、選定員により10分程度のヒアリングを行うものとします。

②使用資料 プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容に沿って行い、当日の追加資料配布による説明は不可とします。

③その他 プレゼンテーションの順番については企画提案書の受付順とし、開始時間等の詳細については別途通知します。

(3) 候補者の選定

提出書類の内容を「(5)審査項目及び評価事項」に基づき審査を行い、審査委員の評価が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者を次点候補者に選定します。

(4) 委員および審査の内容について

選考委員会の委員および審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表とします。

(5)審査項目および評価事項

審査項目および評価事項は次のとおりとします。

審査項目	評価事項	評価点
技術提案	仕様書の仕様書の第 13 条～第 19 条及び第 28 条～第 55 条を総合的に判断する。を総合的に判断する。	65 点
実施体制・実績	初期構築や運用開始後において、専門的な知識や技術がなくても円滑に運用を継続できるよう、十分なサポート体制が整備されているかを評価する。また、事業者と当村の作業範囲を明確化し、システム運用の安定性・信頼性を地方公共団体での豊富な導入実績を基に評価し、適切なサービス提供が可能であることを確認する。	20 点
費用の妥当性	見積金額が提案予算額内であり、提案内容と照らし合わせて適切な金額であること、また追加費用の有無など経済性に優れているかどうかを評価する。	15 点

10 契約

(1) 契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本村との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結します。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行います。

11 その他

(1) 応募に関する事前説明会は開催しません。

(2) 提出期限後の企画提案書等の書類の変更は認めません。

(3) 参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届(様式第 8 号)を「12.お申込み・お問い合わせ窓口」まで提出してください。

(4) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(5) 本募集に係る書類等の作成および提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とします。

(6) 候補者に決定した応募者が提出した書類は、その全部または一部を公表する場合があります。

ます。この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとします。

(7) 本募集要領に定めのない事項については、本村と協議の上決定します。

12 お申込み・お問合せ窓口

〒619-1411

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1

南山城村企画政策課 山際

TEL 0743-93-0107

fax 0743-93-0444

E-mail : d_kikaku@vill.minamiyamashiro.lg.jp